

茨城県警察本部告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を委託したので、第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年4月1日

茨城県つくば警察署長 古 谷 茂 典

1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社ジェイエスケイ

(2) 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市青柳町4658番地1

2 受託者が確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

茨城県つくば警察署の管轄区域

(2) 期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで